

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 1 日吉グリーンネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

188 03/6/1

¥200

ASEAN地域フォーラム(ARF)への手紙

北朝鮮問題に絞って要望

以下の手紙は、6月18日にカンボジアで開催される第10回ARFに参加する各国外務大臣とASEAN(アセアン、東南アジア諸国連合)事務総長に対して、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)が提出した要望書(2003年5月15日付)の日本語訳である。毎年、いくつかの重要項目にわたって要望が行われているが、今年は朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核兵器開発問題に端を発する東北アジアの平和問題に的を絞った要望書となっている。ASEANは、3月19日に非公式外相会議で朝鮮問題で特別声明(資料1)を出し、この問題へのARFやASEAN自身の役割について積極的な姿勢を示していた。

ASEAN事務総長オン・ケンヨン殿 ARF参加国外務大臣殿

第10回ARFについて

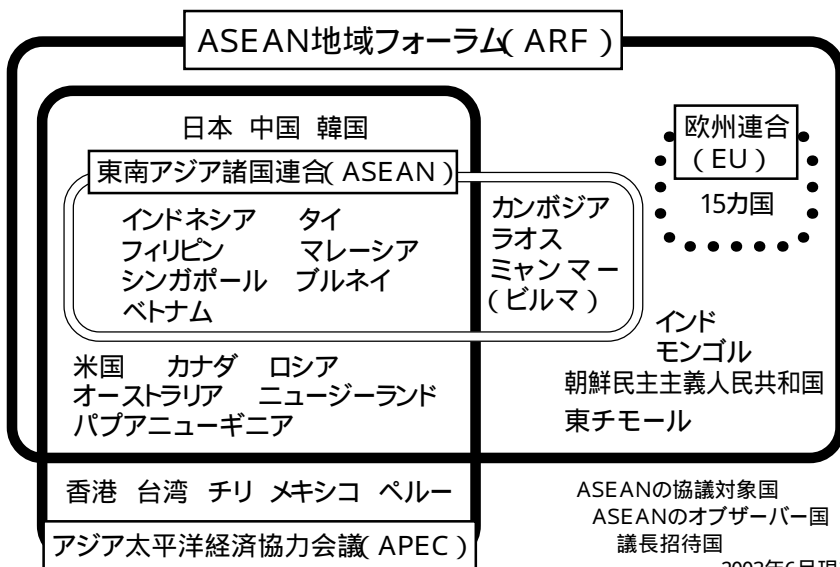
事務局長及び各国外務大臣殿。

私たちは、PCDS(太平洋軍備撤廃運動)を代表してお手紙を差し上げています。PCDSは、過去18年間にわたり、アジア太平洋地域の平和のために活動してきた調査、情報、相互支援のネットワークです。この手紙は、ASEAN事務局長、及び6月18日にカンボジア王国で開催される第10回ARFに出席する予定のすべての国と国家グループの外務大臣に宛てました。

PCDSはARFの活動に強い関心を持ち続けています。ARFは、大きな変化を遂げつつあるこの地域の安全保障問題に関する唯一の高レベルの政治的協議体であるからです。最近のさまざまな事件を考えると、ARF過程はとりわけ重要になっています。世界中で国家間や国内の深刻な抗争や武力紛争が起き、

強国の軍事力による「解決」への依存が増している時にあって、ARFは非軍事的

な安全保障の組織を象徴しています。その意味において、第10回ARFはこの歴史的な好機を捕らえ、その有効性を十分に強化し、世界に対して非暴力的な国際関係のモデルの役割を果たすべきであると、私たちは信じます。世界は、人間の安全保障を--妨げるのではなく--築くための積極的な方法を心から必要と



ARF参加国とその他の地域国際組織

しているのですから。このようなリーダーシップは、近年のASEAN自身の考察において強調されている「ASEANのイメージの強化」に、大いに役立つことでしょう。

私たちのこれまでの手紙からお分かり頂けるように、PCDSはコミュニティ・レベルの活動に深く関与している幅広い地域的平和ネットワークの観点から、ARFの発展をつぶさにフォローして参りました。2002年のARFに関する私たちのレポート『テロとの戦争』が2002ARFを支配（2003年5月）を同封します。

これまで毎年のARFに対して、PCDSは多くの項目の勧告リストをお送りしてきました。今年は、私たちはアジア太平洋の安定にとって死活的に重要でありかつARFが重要な影響力を発揮する一つの重要な問題 - - つまり朝鮮半島問題に集中したいと考えています。具体的には、次の通りです。

私たちは、ARFが、東北アジア諸国間、及び彼らと中国、ロシア、米国などの関係国との間の建設的な対話を発展させる仲介役を果たすように、来るべきARFを最大限に活用するようASEANの指導者たちに要求します。ARFはアジア太平洋地域の安保問題を専門に扱う唯一の多国間フォーラムであり、すべての当事国が参加しているからです。

北朝鮮の秘密核兵器開発計画に関する米国の報告、その後の北朝鮮のNP T脱退宣言など、2002年の10月以来、この地域の安全保障上の風景を一変させるような、さまざまな出来事が起こりました。北朝鮮の行動は極めて問題であり、一方で米国の北朝鮮に対する敵視政策の継続は、不安定な現状をより悪化させています。

歴史的に見ると、ARFは朝鮮半島の状況を毎年の協議や、協議と協議の間の中間作業の適切な対象事項として扱って参りました。それは、ARFが朝鮮半島問題の解決がなければ地域全体に深刻な結果をもたらす可能性があること認識してきたからです。皆さんに、ARFのこの問題に関する取り組みの実績を思い出しただくために、「ファクトシート：朝鮮半島問題に関するARF議長声明

資料1

ASEAN非公式外相会議における朝鮮半島情勢に関するASEAN常任委員会委員長の声明

於：カランブネイ、サバ州、マレーシア 2003年3月19日

カランブネイ(マレーシア)におけるASEAN非公式外相会議での緊密な協議の後、ハオ・ナムホン・カンボジア上級大臣兼外務国際協力大臣兼ASEAN常任委員会委員長は、以下の通りの声明を出した。

ASEAN諸国の外相は、朝鮮半島の現下の情勢につき、建設的な意見交換を行った。

ASEAN諸国の外相は、朝鮮半島において進展しつつある、アジア太平洋全域の平和と安全と安定に対して深刻な脅威となりうる情勢に関して、引き続き懸念を表明した。

外相たちは、ASEANがASEAN地域フォーラム(ARF)における主要な原動力

であることを認めつつ、朝鮮半島における永続的かつ恒久的な解決策を見いだす目的のために、関係当事国との対話を促進するASEAN常任委員会委員長兼ARF議長最近数ヶ月の努力を賞賛した。

外相たちは、ASEAN常任委員会委員長兼ARF議長が、関係当事国間の対話に関与する一致した努力をするよう要請した。外相たちは、ARFが朝鮮半島のような政治・安全保障問題に関する建設的な対話と協議を行うための重要なフォーラムであり続けると確信した。

外相たちは、朝鮮半島の統一、ひいては地域の平和と安定をもたらす重要な段階として、非核化された朝鮮半島の重要性と必要性を再確認した。(訳：東山道)

の抜粋 - - 1994 ~ 2002」を同封いたしました。

過去5か月の間、ASEAN事務総長、ARF議長、(ASEAN諸国や協議対象国の両方の)さまざまなARF参加国、及びその他の人々による「この問題の主要対立国である米国と北朝鮮(両国ともARF参加国です)の間の和解に向けて努力する場としてARFを活用すること」を求める発言に接して、私たちは勇気づけられました。危機が悪化してもう一つのイラクになることを阻止する関係国間の話し合いが実現するように、ARFを活用すべきだとする提言がありました。また、ARFが地域の安全保障にとって重要な機関であるとしてその役割を証明するためには、朝鮮半島問題にしっかりと取り組む必要がある、との主張もありました。直接の仲裁ではなく、対立国が面子を失わないで会うことの出来る貴重な機会をARFが別に創出するという提言もありました。たとえば、2002年ARFにおいて、コリン・パウエル米国务長官と白南淳(パク・ナムスン)北朝鮮外相の間で持たれた短いコーヒー・タイムが、2001年1月のブッシュ政権の登場と、つづぐ「悪の枢軸」発言以来初めての米朝高レベル会談の場を提供しました。

私たちは、2003年3月19日に出された「朝鮮半島情勢に関するASEAN常任委員会委員長の声明(資料1に全訳を

嬉しく思いました。それは次のように述べています。ASEAN諸国の外相は「朝鮮半島において進展しつつある、アジア太平洋全域の平和と安全と安定に対して深刻な脅威となりうる情勢に関して、引き続き懸念を表明した...外相たちは、ASEAN常任委員会委員長兼ARF議長が、関係当事国間の対話に関与する一致した努力をするよう要請した。外相たちは、ARFが朝鮮半島のような政治・安全保障に関する建設的な対話と協議を行うための重要なフォーラムであり続けると確信した。外相たちは、朝鮮半島の統一、ひいては地域の平和と安定をもたらす重要な段階として、非核化された朝鮮半島の重要性と必要性を再確認した。」

ARFのもう一つの参加国である中国の努力によって、4月中旬までに、米朝両国は4月23 - 25日に北京で予備的な会談をするという妥協に合意しました。初期の報道では会談は困難なものであったが、米朝両国は再会談の余地を残したということです。米朝間の行き詰まりの打開は、永い骨の折れる過程となるでしょう。しかし、今年のARFはこの過程に勢いを吹き込む重要な機会であり、私たちは、皆さんがそのために可能な最善を尽くすよう要請します。

この点に関して、私たちは、皆さんに訴え続けてきた東北アジア非核地帯設

3ページ下へつづく → ◆

米 vs NAC vs 日

不拡散派 vs 廃絶派

核不拡散条約(NPT)には二つの柱がある。核兵器の水平拡散を防止することと、核兵器の廃絶を達成することである。(「平和利用」の協力を含めて三つの柱とする議論があるが、ここでは条約の前提となっているこの問題を一応脇に置いておく。)米国は、前者の関心からNPT体制の強化を訴える。新アジェンダ連合(NAC)や非同盟運動(NAM)は、後者こそ前者も含めて実現できる道だとして、核兵器廃絶の早期達成を訴える。不拡散派と廃絶派の対立は、NPTにおける伝統的な構図である。日本は口で後者を言いながら、前者を主眼に考えている国だと見なされている。

4月28日～5月9日にジュネーブの国連欧州本部で開催された2005年再検討会議に向けた第2回準備委員会は、不拡散と廃絶の主張の溝が、いっそう拡大していると感じさせた。それは、NACにとって、厳しい局面であることを意味する。1998年のNACの誕生は、冷戦時代に固定化したこの対立に、新しい第三の道を切り開く期待を生み出したからである。NGOも、核兵器廃絶への固い決意と柔軟な方法論の模索というNACの姿勢に期待した。その意味では、米国の強硬政治の登場を、NACがどのように克服するか、そのためにもNGOは国際世論の再活性化をどのように実現するかが、私たちがジュネーブ会議を考察するときの視点でなければならないであろう。

モスクワ条約を巡って

立の提案を想起して頂きたいと思えます。私たちはこの提案こそ、問題の真の解決に導くものであると信じるからであります。私たちの提案は地域の関係国が宣言している公的な政策に基礎を置いた現実的なものです。参考までに、本書簡の署名者の一人がこのテーマに関して行った最近の意見発表のコピーを同

米国

米国は、開き直ったように次のように主張する。まず、NPTは核軍縮ばかりが先行して核不拡散が野放しになっていると、私たちと逆の認識を突きつけた。

「NPT条約は三本の柱を持っている。不拡散、軍縮、平和利用における協力である。しかし事実は、今日、条約は危険なアンバランスに陥っている。軍縮は続いており、事実モスクワ条約の署名によってさらに相当な前進を遂げた。...モスクワ条約の下に、我々は2012年までに戦略兵器の数をさらに3分の2減らし、1700-2200に削減するだろう...」

このペースが十分かどうか議論の余地があるかも知れない。--しかし、第6条の目標に向かって着実に削減されていないという議論は、信頼できない。

にもかかわらず、核拡散の道のりはらせん状に上昇している(ジョン・S・ウォルフ 国務次官補。03 4 28)

日本

モスクワ条約を前面に押し出して核軍縮の実績を評価する主張は、私たちが日本の外務省と交渉したときの日本政府の説明とそっくりである。日本政府は今回の準備委員会でもモスクワ条約を高く評価する姿勢を示した。最初、条約の形をとらない相互の一方的削減となる可能性があったことを踏まえて、法的拘束力を持つものとなったことを歓迎しながら次のように述べた。

「ロシア・米国戦略攻撃力削減条約(モスクワ条約)の署名は、両国の核軍縮・不拡散努力を示すものである。日本は米国の条約批准と、ロシアの批准への継続した努力を歓迎する。(猪口邦子軍縮大

封致しました。この意見発表は、ジュネーブで開催されたNPT再検討準備委員会の正式セッションにおいて、4月30日に条約加盟国代表に対して行われたものです。

私たちの要望に対して、皆さまが関心をそして下さることを期待しています。第

使。03 4 29。同じ趣旨は、日本の作業文書により具体的に書かれている。5ページ資料2の第16節参照)

NAC

しかし、NACはモスクワ条約を歓迎しつつも、その問題点を強調する。本誌前号3ページに訳出したNAC声明からその部分を引用する。

「私たちは、この条約を、米国とロシアの新しい関係を定義する上で肯定的な一歩であると認識しています。しかし、両国の核兵器数が、なおそれぞれ数千にのぼる以上、私たちは、冷戦の遺物は本当に過去のものとなったのかと疑問を持たざるをえません。さらに、同条約の核軍縮への貢献も疑わざるを得ません。同条約は、検証規定を持たず、また、作戦配備されていない弾頭数を無視しています。作戦配備された戦略核弾頭の削減は、核兵器の不可逆的な削減や完全廃棄への代用とはなり得ません。私たちは、モスクワ条約を、核軍縮に向けた不可逆的で検証可能な条約とするよう、米国とロシアに要求します。(マリアン・ホプス・ニューゼーランド軍縮大臣、NACを代表して。03 4 28)

本誌でも、モスクワ条約による削減は、ほとんどの弾頭を「迅速対応戦力」などに置き直され予備貯蔵され、不可逆的な削減に該当しないことを、説明してきた。

日本政府の立場とNACの立場と、どちらが日本世論に近いであろうか。私にはその答えは明らかであると思われる。

新型核兵器

米国が核兵器削減を実行していると強調することに同意するか否かを問わず、米国の新型核兵器の開発や核実験再開の動きについて意見表明することを避けることは許されない。

米国

米国自身、次のような文書を提出し

10回ARFが生産的で重要なものになることを祈念いたします。

2003年5月15日

梅林宏道

PCDS国際コーディネーター

パティ・ウィリス

PCDS資料コーディネーター

(訳:ピースデポ)

た。先ず第一に、「核態勢見直し(NPR)」に言及しながら、新型核兵器について次のように述べる。

「国防省は、新しい核兵器についていかなる要求も特定していない。…確かに、核兵器の近代化の可能性についてコストや実現性の調査をしている。しかし、このような調査は、新しい弾頭の開発にとり組むという決定を意味するものでは決してない。(『NPT第6条に関する米国の情報文書』03 5 1)

しかし、これは、私たちの知りたい「米国の意図」を語らずに、用心深い言葉遣いで「現状」を語る「騙しの手法」である。米国がミニ・ニューク開発を進めようとしている動向を本誌でたびたび掲載してきたが、この記述によれば、議会がやっていることに過ぎないと、言わんばかりである。しかし、実際には、政府はミニ・ニューク開発を強く要求している。最近

も、ホワイト・ハウスは米下院がミニ・ニュークの研究に限定して許可し、開発の禁止を継続したことに対して、次のように言っている。

「政府は、第3111節で低威力核兵器の研究を議会が支持したことに感謝する。しかし、開発の禁止を継続することは、21世紀の国家安全保障への脅威を抑止する技術的な選択肢を探索しようとする科学者や技術者の能力を阻害する。(研究・開発を禁止した)1994年国防認可法第3136節の完全な撤回が必要だ。(大統領事務所『政府政策の声明』03 5 22)

NAC

米国が、暴露されたNPRの内容にノーコメントであるという事情によって、外交の場での挑戦は容易ではない。しかし、NACは昨年から、この問題に敏感かつ的確に反応している。前号に掲載したNAC声明は次のように指摘している。

「…安全保障政策や防衛ドクトリンが、これまでと変わらず核兵器の保有をベースにしたものであるという事実は、まさに、通常戦争における対抗措置として、新しい設計や新世代型の核兵器の可能性を必然的に生みだし、世界の安全保障とNPT体制をいっそう不安定化させています。(マリアン・ホプス・ニュージーランド軍縮大臣、NACを代表して。03 4 28)

日本

日本は、米国の危険な動向に対する懸念について、昨年より先少し踏み込んだ。私たちの度重なる批判を含め、対応せざるを得なかったのだろうが、この前進が本物になるよう期待したい。新型核兵器というような具体的な指摘をしない臆病さを克服することが、今後の課題となる。日本の作業文書は次のように述べている。

資料2

NPT / CONF 2005 / PC II / WP .15 2005年NPT再検討会議準備委員会

第2回 2003年4月28日 - 5月9日、ジュネーブ
2003年5月6日

日本提出作業文書(抜粋)

概観

- 1 (NPTの重要性)
- 2 (2005年に向けた再検討プロセス)
- 3 (日本の非核三原則)
- 4 (日本とIAEA保障措置協定)

核軍縮

- 5 NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、核不拡散体制を強化しようとする国際的な努力にとって画期的なことである。核兵器国は、この達成を真摯に受け止めるべきである。これに関連して想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒にあったパッケージの不可分の一部であるということである。非核兵器国の側におけるそのような断固たる決意に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。
- 6 可能な早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本

は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。核使用のしきいは可能な限り高く保たなくてはならない。こういった傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしい、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考える。

- 7 締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮諸措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連総会において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く訴えたものであった。

A. 包括的核実験禁止条約(CTBT)

- 8 包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を制限しており、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な標石である。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な

役割をもっており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的なかつ具体的な措置である。にもかかわらず、1996年の採択以来、6年以上を経過して、CTBTはいまだに発行していない。このように前進がないことは、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。

- 9 2001年の第2回CTBT発効促進会議の最終宣言に於いて、CTBTにまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要とされている国々は、可能なもっとも早い時期に署名ないし批准することが強く求められている。同時に、CTBTで、国際監視制度(IMS)など核実験禁止体制を確立するための努力が継続されることが重要である。また、このような体制の確立のために必要な予算が確保されることが重要である。
- 10 日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であると考えており、その目的のために積極的に取り組んできた。国際監視制度(IMS)構築のための努力の一環として、昨年、日本は国内の監視施設の建設に着手し、日本のCTBT運用システムを設立した。
- 11 2002年11月14日、川口順子外務大臣は、オーストラリア、オランダの外相と共に、CTBTフレンズ外相会合を開催した。CTBT批准国の外相がニューヨークに集まり、外相共同声明を発表した。この声明は、可能な限り早期のCTBTの署名・批准を求めたものであった。今日まで、50カ国以上の国々の外相がこの共同声明に加わっている。日本は、2003年9月に予定さ

「核兵器国が核軍縮諸措置を強化、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。核使用のしきいは可能な限り高く保たなくてはならない。こういった傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしい、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考え。〔『日本提出作業文書（4ページ6節参照）03 5 6）

核実験

米国政府（エネルギー省）が、核実験再開に要する準備期間を短縮する努力を継続していることは、本誌でも取りあげてきた周知の事実である。

米国

この動きへの危機感に対して、米国は今回正面切った釈明をした。ジュネーブ会議の一つの成果であったと言うべきであろう。回答の内容は到底懸念を払拭するものではなく、「準備はしても核実験はしない」というもので、小泉流の「備えあれば憂い無し」という議論である。しかし、当面の危機感を和らげたことは確かである。

「米国は、CTBTの批准を追求するつもりはないが、現在の核実験のモラトリアムの継続を支持する。...

万一必要となるとき核実験を再開するのに必要な時間を短縮する提案が存在することは確かである。しかし、だからといって核実験の可能性があることを意味しない。また、新型核兵器開発に関係してもいい。そのためなら、現在の実験準備態勢で十分である。予見できる未来において、備蓄兵器管理計画が、我々の備蓄核

兵器の安全性と信頼性を保証できる、したがって核実験は必要ないだろうと、我々は信じている。

...研究や不測事態計画が行われるという公表された報告は、決して政策の変更を意味するものではない。とりわけ、核政策は米国政府では常に最高レベルで決定されるものである。〔『NPT第6条に関する米国の情報文書』03 5 1）

備蓄核兵器の安全性と信頼性に関する評価は、NPRの機密記述と矛盾している。しかし、公開文書での上の記述は当面の歯止めとなる。

日本

日本政府は、CTBT早期発効の強い要求を継続している。米国の姿勢に抗しての主張は当然とはいえ、評価してよいであろう。しかし、米国の実験再開準備に関しては一言も言わない。上記のような米国の弁明について、「ではなぜCTB

れている第3回CTBT発効促進会議を視野に、さらに多くの国々がCTBTに署名・批准することを強く希望する。

12. 日本は、CTBTが発効するまでの間、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意思をすべての国々が継続すべきであると考え。また、国連安保理が、決議1172（1998年）の第3節において、その2カ国のみならず、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。

B 核分裂性物質カットオフ条約（FMCT）

13. 2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議（CD）が核分裂性物質カットオフ条約（FMCT）の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。核兵器国を含むすべての国々が、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂物質の生産モラトリアムを継続する政治的意志を維持しなければならない。（略）
14. CDの作業計画における合意達成、およびFMCT交渉の早期開始を最優先事項と考える日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。猪口邦子軍縮大使もまた、CDでのスピーチの中で、FMCT交渉の早期開始の重要性を繰り返した。FMCT交渉の早期開始の促進に向けた努力の一環として、2003年3月、日本はジュネーブで「多国間における軍備管理条約の検証促進」と題するワークショップを開催した。

C 米国とロシアによる核兵器の削減

15. 日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、STARTIIに従った戦略的攻撃兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そして、さらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約への署名などが含まれる。
16. 日本は、米国とロシアが署名した戦略的攻撃力削減に関する条約を、米口がすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力をもった形で保証するものとして高く評価する。そして、ロシアによる批准が米に続いて遅滞なく行われ、条約がすみやかに発効することを希望する。日本は、他の核兵器国が、米口が約束した削減の履行を待つことなく、一方的または交渉によって、それぞれの保有核のいっそうの削減を約束することを期待する。

D 非戦略核兵器

17. 2002年再検討会議での合意に基づき、非戦略核兵器を保有するすべての国々が、透明性を維持しつつ、それらの削減のための諸措置をとることが肝要である。非戦略核兵器の削減は、地域的および国際的な安全保障、また核不拡散とテロ防止にとって極めて重要である。加えて、日本は、米国ならびにロシアが、1991年 - 1992年の宣言どおり、両国の非戦略核兵器を完全にかつ自発的に削減するというイニシアティブを履行し、またそれらのイニシアティブの履行状況に関するデータを提供するよう望む。

E 旧ソ連の非核化支援

18. 日本は、実際の具体的なステップを一步一步進んでいくことが、核兵器のない平和で安全な世界を、可能な早期において実現するための唯一の方法であると考え。よって、日本はこれまで以下のような実際の措置を積極的にとってきた。
19. 2002年6月、日本は当面の措置として2億ドル強の資金貢献をすると発表した。そのうち1億はロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に、残りは原子力潜水艦の解体などのプロジェクトに充てられる。日本は、すでにロシアに対して、液体放射性廃棄物処理施設を供与した。日ロ両国は、現在、ビクター級退役原潜の解体プロジェクトを実施している。日ロ両国の研究所による共同研究プログラムも、約20キログラムの兵器級プルトニウムの処分に成功した。

（国際科学技術センター（ISTC））

20. 1992年、日本は「国際科学技術センターを設立する協定」に署名した。1994年3月にロシアにISTC事務局が開かれてから、日本は積極的にこのプロジェクトを支援している。

F 報告

21. 2000年再検討会議の最終文書で合意された13項目の実際の措置の一項目であるNPT第6条の履行に関する報告をすべての締約国が提出することは、核軍縮に向けた重要な一歩である。日本は報告の具体的方法が継続して議論されるべきであると考え。とりわけ、核兵器国による核軍縮の履行の前進と将来の政策

T批准をしないのか」と食い下がる姿勢がない。4、5ページにあるように8～12項という長い部分をCTBTに割いている中では、中途半端な姿勢という印象は拭えない。

NAC

NACは、CTBT早期発効や核実験のモラトリアム維持について、一通りの強調はするが、特別の力点を置いていない。日本の頑張りも期待する、次に述べる消極的安全保証の問題と戦術核兵器削減問題に焦点を置きたい、などの事情があるものと推定される。

安全の保証

前号で概説したように、2005年再検討会議に向けて、「安全の保証」問題が重要な焦点になると思われる。それは2000年合意文の中に次の一文があるからである。

についての報告を確保することが必要である。

III 不拡散

A NPTとIAEA保障措置への誓約の強化

- 22 (IAEA保障措置と追加議定書の発効促進)
- 23 (IAEA追加議定書普遍化へ向けた日本の取り組み)
- 24 (IAEA保障措置に関する国際会議)
- 25 (追加議定書普遍化の重要性)
- 26 (先進的な原子力技術保有国の責任)
- 27 (イラン)

B ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理と処分

- 28 (余剰プルトニウムの危険性と日本の貢献)

C 輸出制限

- 29 (国際的な輸出制限の枠組み)
- 30 (日本の枠組み)
- 31 (核物質の運搬手段の拡散防止)

D 核テロに対する措置

- 32 (国際社会の協力の重要性)
- 33 (核テロ対策におけるIAEAの役割)
- 34 (追加議定書の役割)

IV 核エネルギーの平和利用

- 35 (核エネルギーの平和利用の意義)
- 36 (IAEA保障措置の遵守)
- 37 (電力以外の分野での利用)
- 38 (安全な放射性物質の運搬)

V 普遍性と不遵守

「本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。(2000年NPT再検討会議・最終文書第7条関連第2節)

つまり、準備委員会は2005年準備委員会に対して「法的拘束力をもった安全の保証」について勧告をしなければならぬ。04年の準備委員会がその作業を行うことになる。

最近のイラク戦争がそうであった通り、米国は「生物・化学兵器の使用に対して核兵器による報復」を示唆してきた。これは、1995年のNPT無期限延長に際して、核兵器国が与えた「NPT加盟国である非核兵器国には核攻撃やその威嚇

を行わない」という消極的安全保証(NSA)に反する言動である。このような言動は、現在NPTに加盟せずに核兵器保有の権利を主張する国に、その立場の正当性を強めさせることになるし、NPTに加盟している非核兵器国にも脱退・核保有に向かわせる誘因となるものである。

しかし、米国は法的拘束力をもってNSAを与えることに強く抵抗してきた。したがって04年以降、この問題を巡る論争は激化すると予想される。

NAC

これに備えてNACは「安全の保証」という作業文書(7ページに抜粋訳)を提出し、本格的取り組みをリードする方針をとった。現在の核兵器の危険を防止し、かつ核軍縮への環境を好転させる上で高く評価すべき方針であると思われる。05年再検討会議に向かう際の焦点を明確にする戦術的な意味でも重要である。

8ページへつづく◆

- A 普遍性
- 39 (キューバ、インド、パキスタン、イスラエル)
- 40 (東チモール)

B 不遵守

- 41 NPT遵守についての諸問題に関して、日本にとっての強い懸念は北朝鮮のとしている手段である。NPTのような多国間軍縮条約の信頼性が侵食されることは、いかなる締約国にとっても利益にならない、と日本は確信する。
- 42 今日の世界は、安全保障問題に関して、多くの不確定さ、困難さに直面している。この中で、日本は、具体的な行動によって不確定さを減らし相互信頼を増幅させながら国際社会に協力するという政治的意志を示すよう、北朝鮮に対し強く要請する。日本は、北朝鮮による核兵器の開発、移転、取得、保有を容認することは決してできない。日本は、北朝鮮に対し、NPTに基づくすべての義務およびIAEA保障措置協定に基づく義務を遵守するよう、また、核関連施設を再凍結し、すべての核兵器プログラムを検証可能な、不可逆的な方法で即時に廃棄するよう強く要請する。
- 43 日本は、2003年4月23 - 25日に北京で開催された三者協議での中国の重要な役割などを含めた、関係各国の努力を歓迎する。現在、日本は、この会合の結果を注意深く分析しているところである。日本は、この問題が、日本や韓国といった関係各国の早期参加の実現と合わせて、多国間の枠組みの中で継続して対処さ

れるべきであると考えられる。(略)

- 44 (イラク問題)

VI 非核地帯と消極的安全保証

A 非核地帯

- 45 日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。とりわけ、日本は、中央アジア諸国が非核地帯を設立する努力を行い、核テロの防止に貢献していることを評価する。

- 46 (中央アジア非核地帯)

B 消極的安全保証

- 47 国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づく、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は、消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

VII 市民社会および将来の世代との対話の強化

- 48 (若手および市民社会からの支援、理解の重要性)
- 49 (軍縮・不拡散教育の重要性)
- 50 (国連軍縮フェロー)
- 51 (日本での毎年軍縮会議)
- 52 (NGOとの対話の重要性)

(訳:ピースデポ)

新アジェンダ連合作業文書「安全の保証」

(抜粋)

新アジェンダ連合(NAC): ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、スウェーデン、南アフリカ、ニュージーランドを代表して、ニュージーランドが提出

1 序論(略)

2 観点

ここでの論点は、NPT締約国である非核兵器国に法的拘束力のある安全の保証を供与することであり、それによって、NPTに加盟することで核兵器オプションを自発的に放棄した国に与えられるべき約束を履行する、ということである。その他の場ではなく、NPTの枠組みの中で法的拘束力のある安全の保証について交渉することは、非常に大きな利益を同条約の締約国に与えることになり、それはNPTに加盟していない国にとって誘因になると見られている。安全の保証は、核兵器オプションを保留している国ではなく、核兵器オプションを放棄した国に当然の権利として属するものである。安全の保証は、核不拡散体制を強化し、また、NPTの役割とその無期限延長を強固にするであろう。

3 NPTの文脈における安全の保証

非核兵器国に対する法的拘束力のある安全保証は複雑な問題である。以下が、考慮すべき重要な論点としてあげられる。

安全保証を供与する国の特定
安全保証が供与される国の特定
供与される安全保証の性質と範囲
法的拘束力のある、安全保証に関する文書に含まれるべき要素
どのような形式で安全保証が供与されるのか

4 安全保証を供与する国の特定

核兵器を保有し、ゆえに核兵器の使用または使用の威嚇をする能力を保持する法的な立場にあるという意味において、安全保証を供与する立場にある国は核兵器国のみである。核不拡散条約第9条(3)は、核兵器国を「...1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と限定し、定義している。

5 安全保証が供与される国の特定

国連安保理決議984(1995)は、NPTに加盟しているすべての非核兵器国が、安全保証を受けるといふ正当な関心を持つことを認めている。すべてのNPT非核兵器国のこのような正当な関心は、各核兵器国による安全の保証に関する声明(S/1995/261, S/1995/262, S/1995/263, S/1995/264, S/1995/265)によってさらに認知されている。

6 供与される安全保証の

性質と範囲

(略)

しかし、この点についての複雑な一つの要素は、すべての非核兵器国が同様ではないことである。多くのNPT加盟の非核兵器国は、その防衛政策の不可欠の一部として核兵器国の核能力に依存するような安保体制/同盟の構成国である。(略)

核兵器国による1995年の安全の保証には、さらなる条件を課しているものがある(英国と米国)つまり、供与される安全保証は、供与される国が、NPT下におけるその国自身の不拡散と軍縮の義務に具体的に違反している場合には、保証が適用されないと見なされる、と強調しているのである。ここでいう具体的な違反とは、NPT加盟の非核兵器国が、条約に違反して核兵器を獲得したり開発したりするような例に關

付属文書

不拡散条約の加盟国である非核兵器国に対する核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する(議定書)(協定)草案

前文(略)

第1条

- この(議定書)(協定)の締約国である核兵器国 NPT条約の第9条(3)で定義されている は、同条約の締約国である非核兵器国に対して、核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを約束する。
- この(議定書)(協定)の締約国は、NPT条約の締結国である非核兵器国が、核兵器の使用による犠牲となった場合には、技術的、医療的、科学的または人道的援助を求める犠牲国からの要請に応じて、個別的または集団的に適当な措置をとるよう加盟国に要請する。(国連安保理決議984(1995)より)

第2条

- この(議定書)(協定)の第1条(1)に関連して供与される安全保証は、条約の第9条(3)で定められた核兵器国によって供与される。
- 第1条(1)に関連して安全の保証を受領する国は、条約第2条の義務を遵守している、条約の締約国である非核兵器国である。(1995年4月の核兵器国による安全保証に関する声明より)
- 第1条(1)に関連して供与される安全保証は、核兵器国の領土、その軍もしくはその他の部隊、同盟国またはその国が安

るものであると想定されている。(略)

7 法的拘束力のある、安全保証に関する文書に含まれるべき要素
国際的に法的拘束力のある文書には、とりわけ以下の要素が必要とされる。

文書の主題である安全保証に関する概括的なステートメント
安全保証を供与する国の特定
安全保証が供与される国の特定
文書によって供与される安全保証の条件
安全保証を受領している国が、核兵器の使用や使用の脅威の対象になった場合に、安保理によって執行される強制手段に関する条項

8 安全の保証の供与の形式

安全の保証は、NPTに関連した独自の協定、もしくはNPT議定書の形で、国際的に法的拘束力のある文書によって供与されるべきである。核兵器国による宣言で充分であるか、また、これらの保証は非核地帯に関連してのみ与えられるべきであるかという議論は妥当ではない。核兵器を熱望しないという基本的な約束は、NPTの下ですでになされている。したがって、安全の保証はこの条約に関連して、もしくはその一部として供与されるべきである。

9 (議定書)(協定)草案(略)

全保障上の約束を行っている国に対する侵略またはその他の武力攻撃が、核兵器国と連携し、または同盟して、当該非核兵器国により実施され、または支援される場合には、適用されない。(1995年4月の核兵器国による安全保証に関する声明より)

第3条

- 核兵器の使用もしくは使用の威嚇が行われた場合、この(議定書)(協定)の締約国は、国連安全保障理事会への協力を約束する。安全保障理事会は、そのような行為または行動の事態においては、国連憲章に従った措置を考慮する。(国連安保理決議984(1995))

第4条(署名、批准、効力発生、留保、改正、脱退についての締約国の権利。当該議定書(協定)の検討)

第5条

- この(議定書)(協定)のいかなる規定も、非核地帯設立に関する協定や条約下にあるどのような国の義務も制限したり減じたりするものではない。

第6条(寄託国)

(訳:ピースデポ)

◆◀ 6ページからつづく

NAC作業文書は、NPTの議定書、あるいは別の協定という形で法的拘束力を与える構想である。7ページにあるように、NAC作業文書には、その議定書 / 協定の草案も添付されている。

読んだ印象では、NACは極めて慎重なアプローチで、議論を起こそうとしている。これまでの安保理決議や各国の声明の文言を活用し論点の整理をした。

現在の状況下で持ち出されると思われる次の議論に対しては、踏み込んだ見解を提示していない。

それは、「NPTの加盟国であっても順守に疑問のある国に対しては、適用外とすべきである」という議論である。イラン、北朝鮮などが念頭にある議論である。これは「順守・不順守の判断」を誰がするか、という問題につながる。

NACは、作業文書第6項でこの問題を指摘している。その上で、NPT遵守義務を前提として、「安全の保証」義務を設

定する、という論理で議定書 / 協定の草案を作成している。これらの点は、今後の論争点となってゆくであろう。

米国

米国は、米国がNSAに関する政策をまったく変更していない、と防戦の構えを見せている。したがって、法的拘束力を持たせるアプローチに反対する積もりであろう。

「ラムズフェルド国防長官もパウエル国務長官も、米国の核兵器に関する宣言された政策に変更がないこと、また核兵器使用のしきいを低くしてはならないことを、公けに述べてきた。...消極的安全保証政策に変更はない。(『NPT第6条に関する米国の情報文書』03 5 1)

日本

NSAに関する日本の政策は腰が引けている。明らかに、北朝鮮への核兵器使用を確保しなければ、日本の安全が保

証できないという政策に立っているからである。この問題は、日本政府の核兵器廃絶論の思想に関わる問題である。日本の作業文書の47頁(6ページ)のNSAに関する節は、「法的拘束力」という言葉を使うことすら避けていることが分かるであろう。2005年に向けて、この問題がクローズアップすること自身を避けようとしているように思われる。

日本政府のこの点に関する考え方を改めさせることは、日本の反核運動にとって大きな課題ではないだろうか。

今年のNPT準備委員会に関しては、この他にも「戦術核兵器の削減」「余剰核兵器物質の管理と処分(とくに「グローバル・パートナーシップ」)の問題」が、重要であったと思う。別の機会に問題をフォローしたい。(梅林宏道)

日誌

2003.5.6 ~ 5.20

(作成: 竹峰誠一郎、中原聖乃、中村桂子)

WB = ホワイトビーチ

- 5月6日 空母キティーホーク、横須賀へ帰還。
- 5月7日 印のフェルナンデス国防相、国会演説で「核兵器搭載可能な国産中距離ミサイル「アグニ1」と「アグニ2」を今年中に実戦配備」。
- 5月8日 日本商社、核兵器に使用されるウラン濃縮装置などに転用可能な「直流安定化電源装置」の不正輸出で外為法違反容疑で捜索。
- 5月8日 インド洋派遣中の海自艦「ときわ」イラク開戦前の2月25日米空母キティーホークへ間接的に燃料補給明らかに。
- 5月8日 米上院軍事委、小型核兵器研究開発の凍結解除、関連費用含む04年度国防総省予算可決。(本誌186・7号参照)
- 5月9日 米英西、安保理に対しイラク経済制裁措置の解除を盛り込んだ決議案提出。15日、19日に修正案を提示。
- 5月9日 NPT再検討準備委、議長総括採択し閉幕、米、イランの核開発疑惑批判繰り返す。。
- 5月14日 衆院有事法制特別委、有事関連3法案賛成多数で可決。15日、衆院通過。
- 5月14日 韓国の盧武鉉大統領、ブッシュ米大統領と初対談、北朝鮮の核問題「平和的解決」を韓米軍の移転・再配備などで一致。
- 5月14日 米下院軍事委、04会計年度国防認可法を審議。小型核兵器の研究認め、開発禁じる「ファース・スプラット」条項の修正で合意。

5月15日 東京地裁、旧日本軍の毒ガスに対する中国人被害訴訟判決、毒ガス遺棄の違法性認定、賠償請求は棄却。

沖縄

- 5月15日 在沖海兵隊、米・タイ合同練習「コブラ・ゴールド」に参加(~ 29日)
- 5月7日 在日米海軍、沖縄近海で水中爆破訓練 ~ 12日 を実施。直前の県への「中止」発表は報道局担当官の「単純ミス」と釈明。
- 5月11日 嘉手納基地所属F15戦闘機、3回にわたって同基地に緊急着陸。
- 5月12日 勝連町WBに軍事演習タンデム・ラスト2003に参加のドック型揚陸艦フォート・マクヘンリーが寄港。14日、出港。
- 5月13日 米軍嘉手納基地所属のHH60戦闘救難ヘリ2機、渡名喜村と渡嘉村の無人島「神山島」に相次いで緊急着陸。
- 5月13日 ラムズフェルド米国国防長官、在沖米軍トップのグレグソン四軍調整官(中将)を太平洋海兵隊指令官に指名。後任は未定。
- 5月13日 勝連町WBに強襲揚陸艦エセックスが寄港。14日、出港。
- 5月14日付 米軍、沖縄駐留の米海兵隊の定期異動と除隊凍結措置の解除を発表。
- 5月16日 第3回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議「太平洋・島サミット」開催(~ 17日)
- 5月15日 米軍、米比合同演習「バリカタン03」に参加の米軍機による下地島空港使用を県に申請。県は自粛求める。(22日に着陸)
- 5月19日 米軍キャンプ・ハンセン「レンジ4」付近で火災。
- 5月20日 伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練の米兵5人、基地外に落下。

今号の略語

- APEC = アジア太平洋経済協力会議
- ARF = アセアン地域フォーラム
- ASEAN = 東南アジア諸国連合
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- EU = 欧州連合
- NAC = 新アジェンダ連合
- NAM = 非同盟運動
- NPR = 米国核態勢見直し
- NPT = 核不拡散条約
- NSA = 消極的安全保証

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- ・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、小田原景子、竹峰誠一郎、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、東山道、梅林宏道